

財務情報等の書類について

学校法人会計と企業会計との違い

従来、学校会計基準では収支については「資金収支計算書」、損益については「消費収支計算書」を作成していましたが、これでは企業会計の損益計算書やキャッシュフロー計算書のように区分表示がなされず一般の方には活動内容が把握しづらい状況でした。

しかし平成27年度に学校会計基準が改正になり資金収支では「活動区分資金収支計算書」、損益では「消費収支計算書」に替わって新たに「事業活動収支計算書」が制定されることになりました。

学校法人会計の特徴に基本金制度があります。基本金とは学校運営など諸活動に必要な資産を学校の事業活動のうちから組み入れた資産を基本金とよび、貸借対照表の純資産の資本の部に計上されているものです。

計算書類等について説明

資金収支計算書

当該会計年度の諸活動に対応する全ての資金収支の内容並びにその顛末を明らかにするもの。

活動区分資金収支計算書(平成27年度より新たに設定)

資金収支計算書の決算額を3つの活動区分(教育活動、施設設備活動、その他の活動)に分け本業である教育部分とそれ以外の資金の収支を明確にするもので、企業会計のキャッシュフロー計算書に相当するもの。

事業活動収支計算書(平成27年度より新たに設定)

従来の消費収支計算書を廃止し収支を経常的なものと臨時的なものに分類、さらに経常的なものを教育活動収支と教育活動外収支に分けて学校の経営状況を示すもので、企業会計の損益計算書にあたるもの。

貸借対照表

ある時点での資産、負債、基本金を経理し資金の調達源泉を明確にするもの。

財産目録

資産、負債の具体的な内訳